

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の 全国集計結果（2019 年度）について



環境省はポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、2020 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめました。

都道府県等において PCB 廃棄物を保管する事業者から届出のあった PCB 廃棄物の種類は、以下の分類です。

- ①変圧器(トランス) ②コンデンサー(3kg 以上) ③コンデンサー(3kg 未満)
- ④柱上変圧器(柱上トランス) ⑤安定器 ⑥PCB を含む油 ⑦感圧複写紙 ⑧ウエス
- ⑨OF ケーブル ⑩汚泥 ⑪塗膜 ⑫その他の機器 ⑬その他

※PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領に示す「廃棄物の種類」及び「製品の種類」を簡潔に整理したもの。

2019 年 3 月末時点の保管等の状況と比較して、高濃度 PCB を含有する機器のうち、変圧器が約 700 台、コンデンサー(3kg 以上)が約 14,000 台、安定器が約 800,000 個、数量が減少していること等が確認されました。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2021 年 3 月 18 日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 佐藤旭

